

令和6年12月吉日

組合員の皆さまへ

埼玉県医師信用組合

出資証券を不発行とすること（ペーパーレス化）のご案内

平素より当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様、令和7年1月より出資証券を不発行扱いとし、当組合の組合員名簿により電子的に一元管理することといたしました。

組合員の皆様からお預かりしている出資金は、電子データとして厳格に管理いたしますので、出資金残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと全く変わりません。

今後、出資金残高につきましては、毎年6月の総代会後にお送りいたします出資金残高通知書兼配当金支払通知書にてお知らせいたします。

なお、お手元の出資証券については、廃棄いただくか、今後、お手続きの際に、当組合窓口へお持ちいただければ、回収させていただきます。あるいは、そのまま保管していただいても特に問題はございません。

組合員の皆様におかれましては、何卒、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に窓口または下記のお問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

埼玉県医師信用組合 総務部
(Tel. 048-824-2651)

出資証券不発行についての Q&A

No.	Q	A
1	出資証券の不発行とは、どのようなことですか。	出資証券について、紙による証券を発行せず、組合員の皆様の情報管理を組合員名簿により、電子的に一元管理をさせていただくことです。 出資証券は、有価証券（手形、小切手、株券等）とは異なり、預金証書と同様、単に一定の事実を証明する証拠証券に過ぎず、出資証券の保有の有無により組合員としての地位や権利が変動することはございません。
2	何故、出資証券を不発行にするのですか。	出資証券は、預金通帳・証書と違い、常日頃出し入れすることが少なく、長期に亘り保管していただくことが多いことから、しまい忘れ等により、脱退・名義変更・相続等のお手続きに際して、出資証券喪失のご連絡を受けることがございます。 出資証券を不発行とすることで、お手続きが簡素化され、組合員の皆様の保管管理のご負担を軽減することになります。
3	出資証券が不発行になって以降、組合に加入した場合、どのようになるのですか。	手続完了後、出資証券に代わり、お名前や出資金額等を記載しました加入承諾書を交付（送付）致します。 増口、名義変更、相続の際も同様です。
4	手元にある出資証券は、どうすればよいですか。	お手元の出資証券は、廃棄していただいて結構です。または、今後、相続や名義変更等の異動手続きを行う際に、当組合窓口へお持ちいただければ、回収させていただきます。あるいは、そのまま保管していただいても特に問題はございません。
5	出資証券を紛失してしまった場合、どうすればいいですか。	出資証券を紛失された場合でも、特に届け出ていただく必要はなく、出資金ならびに組合員としての権利などに何ら影響はございません。
6	組合加入後の出資内容を確認したい場合は、どうすればいいですか。	組合員の皆様からお預かりした出資金の管理は、組合員名簿により、電子的に一元管理をさせていただいております。 出資内容のご確認方法は、以下の 3 通りです。 ①交付（送付）致します加入承諾書での確認 ②毎年 7 月に送付させていただいている出資金残高通知書兼配当金支払通知書での確認 ③組合員の皆様からのご依頼で随時発行する出資金の残高証明書（残高証明書発行は有料です）での確認
7	脱退する場合、出資証券はどうすればいいですか。	脱退の際に出資証券をご提出いただく必要はございません。 お手元の出資証券は、廃棄していただいて結構です。